

R8年度 ふじみ野市保育所入所基準点数表

※毎年、選考状況に応じて選考点数の基準・内容を変更することがありますのでご注意ください。

基準	区分	番号	概要	父	母	基準	区分	番号	概要	父	母
①就労		1	月 150 h 以上	100	100	⑧ 介親 護族 ・の 看 護	看護	40	常時臥床・常時看護	100	100
		2	月 140 h以上 150 h未満	95	95			41	集団保育不可	100	100
		3	月 130 h以上 140 h未満	90	90			42	通所・通院の付添または看護月16日以上	80	80
		4	月 120 h以上 130 h未満	85	85		介護	43	要介護3～5	100	100
		5	月 110 h以上 120 h未満	80	80			44	要介護2	80	80
		6	月 100 h以上 110 h未満	75	75		⑨ 家庭の災害	45	家屋損傷・その他の災害復旧	100	100
		7	月 90 h以上 100 h未満	70	70			↓ 調整点 ↓			
		8	月 80 h以上 90 h未満	65	65		家庭の事情 ※転所選考では加点しない ※1・2・3の重複なし	1	ひとり親家庭(生活保護世帯は除く)	130	
		9	月 72 h以上 80 h未満	60	60			2	同上のひとり親家庭であるが、同居の親族に生計中心者がある場合	110	
		10	月 64 h以上 72 h未満	55	55			3	生活保護世帯(就労により自立支援につながる場合)	30	
③内定・求職	内定 ※派遣等で勤務地未定の場合も含む	11	月 150 h 以上	80	80			4	各関係機関・部署での総合的な状況で判断する要支援世帯	80	
		12	月 140 h以上 150 h未満	75	75			5	里親	10	
		13	月 130 h以上 140 h未満	70	70	就労日数 勤務態様等 (父:6～7) (母:8～9)	6	8	月20日以上	0	0
		14	月 120 h以上 130 h未満	65	65		7	9	月16日以上	-5	-5
		15	月 110 h以上 120 h未満	60	60	申込児童の 状況 ※15・17は転所 選考で加点しない	10	市内の地域型保育・事業所内保育施設や2歳児までの認可施設を卒園する場合			
		16	月 100 h以上 110 h未満	55	55		11	月13日かつ月52h以上、就労等で市外認可保育施設または、認可外保育施設等の保育施設へ保育委託あり			
		17	月 90 h以上 100 h未満	50	50		12	月16日かつ月64h以上、就労等で市外認可保育施設または、認可外保育施設等の保育施設へ保育委託あり			
		18	月 80 h以上 90 h未満	45	45		13	同伴就労(就労証明に同伴就労であることの記載があり、雇用契約通りの就労実績が直近1ヶ月分確認できる場合)			
		19	月 72 h以上 80 h未満	40	40		14	辞退(1回ごと)申請年度と次年度まで			
		20	月 64 h以上 72 h未満	35	35		15	多胎児			
		21	未 定(4時間以上)	0	0		16	祖父母等 60歳未満(保育不可証明書類無し)			
		22	基準以下の就労	20	20		17	障害 手帳			
		23	死亡・離別・行方不明・拘禁・未婚	100	100		18	既入所兄弟姉妹あり(市内認可)			
⑥親の出産・療養等	出産	24	出産予定月及び出産予定月の前後2ヶ月の計5ヶ月	-	100	他の未就学児 ※転所選考では加点しない	19	既入所兄弟姉妹2人以上入所(市内認可)			
		25	1ヶ月以上の入院治療が必要であり、保育不可	100	100		20	別々の市内認可園入所中			
	療養	26	日常生活に支障があり、保育困難	100	100	兄弟転所 父母の職業 (転所選考で加点しない)	21	保育士資格証があり、市内保育施設(認可外、一時保育、病児保育含む)で保育士として月20日以上、1日6時間以上の就労証明書がある(内定も含む)	20	20	
		27	日常生活に支障なし、保育施設の利用が望ましい	80	80		22				
	心身障害	28	1級・2級・Ⓐ・A・B	120	120	勤務地 ※就労証明書の本人就労先事業所で判断。記載がない場合は、右上の所在地により判定	23	市内・未定	0	0	
		29	3級・4級・C	100	100			市外	1	1	
⑦就学		30～39	就学・就労のための技能習得 (就労1から10に準ずる)→番号を手書き					県外	2	2	

総合計点数が同点の場合の優先順位

① 保育所希望順
② 転所申込よりも新規申込を優先
③ 「保育を必要とする事由」1災害>2妊娠・出産>3就労>4疾病・障害>5介護・看護>6就学>7求職の順番により優先
④ 保護者の勤務条件と勤務実績(勤務日数、勤務時間、一日の勤務時間の平均値等)